

平成 23 年 12 月 13 日
医学部学務委員会

香川大学医学部の学生の通学が困難となる事由が発生した場合における医学部開設授業（定期試験を含む。以下同じ。）の欠席の取扱いについて、次のとおり定める。

（定義）

第 1 この取扱いにおける各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 欠席とは、授業に出席しない場合をいう。
- (2) 休講とは、授業を取りやめることをいう。
- (3) 公欠とは、一定の条件を満たすことにより、授業に出席したものとみなす取扱いとする授業の欠席をいう。なお、公欠として取り扱う授業については、原則として補講は行わず、授業担当教員（以下「担当教員」という。）が当該授業に相当する学習を課すものとする。
- (4) 準公欠とは、担当教員の判断により、前号の取扱いに準じて授業に出席したものとみなす取扱いとする授業の欠席をいう。
- (5) 出席停止とは、学校保健安全法第 19 条に規定する出席停止をいう。

（学生が感染症に罹患した場合の取扱い）

第 2 学生が感染症に罹患した場合及び感染の拡大を防止するために医学部開設授業の一部又は全部を休講又は欠席する場合は、出席停止又は公欠とし、その取扱いは別紙 1 に定めるとおりとする。

（気象に関する警報の発表等の場合における取扱い）

第 3 気象に関する警報の発表等の場合は平成 26 年 2 月 24 日付け（全学）教務委員会申合せの定めるところにより取扱い、地震その他の非常災害により交通が困難となっている場合は休講又は公欠とし、その取扱いは別紙 2 に定めるとおりとする。

（学生の親族が死亡した場合の取扱い）

第 4 学生の親族が死亡した場合で、学生が葬儀、服喪その他親族の死亡に伴う忌引きのために通学できない場合は公欠とし、その取扱いは別紙 3 に定めるとおりとする。

（準公欠に該当する場合の取扱い）

第 5 第 1 第 4 号に該当する準公欠とは、次の各号に定めるとおりとする。ただし、実験・実習はすべて出席することを原則とし、その欠席は準公欠から除外する。なお、当該事由による欠席の取扱いについては担当教員に一任する。

- (1) 負傷又は疾病（医師の診断書を添付する。）
- (2) 就職試験の受験（事由書を添付する。）
- (3) 国際大会、全国体育大会、西日本医科学学生総合体育大会、西日本コメディカル総合体育大会、及び前 2 者の西日本大会に種目のないサークルは、当該大会に相当する大会（本大会に選手登録されている場合のみを対象とし、地区大会は認めない。選手登録されている事由書を添付する。）

（欠席届の提出）

第6 学生は、公欠または準公欠の事由に該当し授業を欠席する場合は、事前（事前に届出ができないときは事後）に別紙様式「欠席届」を速やかに医学部学務室へ提出するものとする。

（一授業科目当たりの公欠及び準公欠の制限）

第7 第2から第5までの規定にかかわらず、一の授業科目についての公欠及び準公欠の扱いとすることができる回数は、当該授業科目の授業回数の5分の1を超えることができないものとする。

（その他）

第8 第2から第5までに定めるもののほか、学生の通学が困難となる事由が発生した場合であって、学務委員長が特別の事情があると認めるときの授業等の取扱いについては、医学部学務委員会の議により学務委員長が判断し措置する。

附 則

この申合せは、平成23年12月13日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

この申合せは、平成25年4月1日から適用する。

この申合せは、平成26年5月15日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

別紙1 第2関係 (出席停止、公欠)

1. 学生が感染症に罹患した場合

(1) 学生が次表の感染症に罹患した場合は、医師の診断に基づき、出席停止とする。

感染症の種類	学校保健安全法施行規則第18条に規定する感染症の病名
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）及び鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであつてその血清亜型がH5N1であるものに限る。以下「鳥インフルエンザ（H5N1）」という。）新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症
第2種	インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1）を除く。）、百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎、風しん、水痘、咽頭結膜熱及び結核
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎その他の感染症

(2) 出席停止の期間は、次表の期間を基準に、医師に治癒したと診断されるまでとし、医師の発行する次の項目が記載された診断書（治癒証明書）に基づき措置する。

- 一 病名
- 二 罹患期間

感染症の種類	学校保健安全法施行規則第19条に規定する出席停止の期間
第1種	第1種の感染症に罹患した者については、治癒するまで。
第2種	第2種の感染症（結核を除く。）に罹患した者については、次の期間。ただし、病状により保健管理センター医師その他の医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りでない。 イ インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1）及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）にあつては、解熱した後2日を経過するまで。 ロ 百日咳にあつては、特有の咳が消失するまで。 ハ 麻疹にあつては、解熱した後3日を経過するまで。 ニ 流行性耳下腺炎にあつては、耳下腺の腫脹が消失するまで。 ホ 風しんにあつては、発しんが消失するまで。 ヘ 水痘にあつては、すべての発しんが痂皮化するまで。 ト 咽頭結膜熱にあつては、主要症状が消退した後2日を経過するまで。
第3種	結核及び第3種の感染症に罹患した者については、病状により保健管理センター医師その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。

2. 出席停止となった期間の授業の取扱い

学生が、出席停止となった期間に出席できなかった授業については、届出により公欠扱いとする。

3. 公欠の届出

感染症に罹患した場合は、学生が医学部学務室へ電話連絡を行い、公欠の届出は、治癒後、別紙様式「欠席届」により、学生が医学部学務室へ医師の診断書（治癒証明書（コピー可））とともに提出するものとする。

届出を受理した場合は、その写しにより担当教員へ連絡するものとする。

4. 感染の拡大を防止するために医学部開設授業の一部又は全部を休業する場合

感染症罹患者の発生に伴い、感染の拡大を防止する目的で行う休業措置は医学部長が決定するものとする。

5. 学生への連絡

休業の周知は、学内掲示、本学医学部ホームページ掲載、メール送信等により、学内及び学外実習中の学生に速やかに行うものとする。

別紙2 第3関係 (出席停止、公欠)

気象に関する警報の発表等の場合における休講措置の基準について

平成26年2月24日(全学)教務委員会申合せ

全ての学部及び研究科の開講科目並びに全学共通教育の開講科目に関して、特別警報及び気象警報の発表等の場合における休講の措置は、次の基準による。

なお、休講の措置については、掲示及びホームページへの掲載等により周知する。

1. 特別警報の発表による場合

各キャンパスの所在する地域に特別警報の発表があった場合は、当該キャンパスの全ての授業を直ちに中止する。

2. 気象警報の発表による場合

(1) 昼間の授業について

指定する地域に、大雨、洪水、暴風又は大雪の警報が、午前6時に発表されている場合は休講とする。午前6時以降に発表された場合は、発表された時刻以降に開始する授業を休講とする。

ただし、午前9時の時点で警報が解除されている場合で、かつ、それ以降に発表されないときは、午後1時以降に開始される授業を実施する。

(2) 夜間の授業(午後6時以降に開始する授業)について

前号の「午前6時」を「午後3時」に読み替え、ただし書きは適用しない。

(3) 前2号の指定する地域を次のとおり定める。

幸町キャンパス及び林町キャンパスは高松市とし、医学部キャンパス及び農学部キャンパスは、高松市又は三木町とする。

なお、居住地の気象状況又は交通機関の運休等により、登校できなかった学生については、補講等により個別に対応するものとする。

(4) 教育実習、臨床実習、臨地実習及びフィールドワーク科目等の授業で前各号によりがたい場合は、その都度、その授業を開講する部局の長が判断し措置する。

3. その他非常時の場合

学部、研究科及び全学共通教育の開講科目については、学部長等が判断し措置する。

附 則

1 この申合せは、平成26年4月1日から施行する。

2 この申合せの施行により、気象警報の発令等の場合における休講措置の基準について(平成22年1月6日制定)は、廃止する。

1. 公欠の届出

公欠の届出は、後日、別紙様式「欠席届」により、学生が医学部学務室へ交通機関の運行休止、道路遮断を明らかにする書類とともに提出するものとする。

教務係は、届出を受理した場合は、その写しにより担当教員へ連絡するものとする。

2. 学生への連絡

休業の周知は、学内掲示、本学医学部ホームページ掲載、メール送信等により、学内及び学外実習中の学生に速やかに行うものとする。

別紙3 第4関係 (公欠)

I. 学生が葬儀、服喪その他親族の死亡に伴う忌引きのために通学できない場合

1. 忌引きの対象となる親族の範囲

- ① 配偶者
- ② 1親等(親、子)
- ③ 2親等(兄弟姉妹、祖父母、孫)
- ④ 3親等(本人・配偶者の曾祖父母、伯父叔伯母、曾祖父母・伯父叔伯母の配偶者、甥姪、甥姪の配偶者、曾孫)

2. 忌引きの日数

- ① 配偶者の場合は、死亡した日以降の連続する7日以内(土、日、休日を含む。)
- ② 1親等の場合は、死亡した日以降の連続する7日以内(土、日、休日を含む。)
- ③ 2親等の場合は、死亡した日以降の連続する3日以内(土、日、休日を含む。)
- ④ 3親等の場合は、死亡した日若しくは死亡した翌日以降の1日(土、日、休日を含む。)

3. 公欠の届出

公欠の届出は、後日、別紙様式「欠席届」により、学生が医学部学務室へ会葬礼状等裏付ける書類とともに提出するものとする。

届出を受理した場合は、その写しにより担当教員へ連絡するものとする。

別紙様式

欠 席 届

平成 年 月 日

香川大学医学部長 殿

医学部 学科

第 年次

学籍番号 番

氏 名

連絡先TEL

下記事由により欠席します（しました）のでお届けします。

記

期間 平成 年 月 日から

平成 年 月 日まで

理由 _____

授業科目名及び担当教員

授業科目名	担当教員名	授業科目名	担当教員名
	教員		教員

提出書類等（欠席届裏面）

以下の事項については、各事項に定められた証明書類を添付の上、事前（事前に届出ができないときは事後）に、この「欠席届」を速やかに医学部学務室教務係へ提出すること。

教務係は、届出を受理した場合は、その写しにより授業担当教員へ連絡する。

1. 学生が学校保健安全法施行規則第 18 条に規定する感染症に罹患した場合
 - (1) 医師の診断に基づき、出席停止とする。学生が、出席停止となった期間に出席できなかった授業については、届出により公欠扱いとする。
 - (2) 医師の診断に基づき感染症に罹患したことが判明したときは、学生が医学部学務室学生係へ届出の電話連絡を行うこと。
 - (3) 出席停止の期間は、学校保健安全法施行規則第 19 条に規定する出席停止の期間を基準に、医師に治癒したと診断されるまでとする。なお、医師の発行する診断書は次の項目が記載された診断書（治癒証明書）とする。
 - 一 病名、二 罹患期間、三 治癒したことの証明
 - (4) 公欠の届出は、治癒後、この「欠席届」に医師の診断書（治癒証明書（コピー可））を添付すること。
2. 気象に関する警報の発表等により休講となる場合には、この「欠席届」の提出はしなくてよい。地震、その他の非常災害により交通が困難となる場合の公欠の届出は、この「欠席届」に交通機関の運行休止、道路遮断を明らかにする書類を添付すること。
3. 学生が葬儀、服喪その他親族の死亡に伴う忌引きのために通学できない場合の公欠の届出は、この「欠席届」に会葬礼状等裏付ける書類を添付するとともに、死亡した親族の続柄、葬儀場所の住所（都道府県名、郡区市名）、葬祭日を明記すること。
4. 次の準公欠の事由により授業に欠席した場合は、各号の書類を添付すること。ただし、実験・実習の欠席は準公欠の取扱いから除外するものとする。
 - (1) 負傷又は疾病（医師の診断書を添付する。）
 - (2) 就職試験の受験（事由書を添付する。）
 - (3) 国際大会、全国体育大会、西日本医科学生総合体育大会、西日本コメディカル総合体育大会、及び前 2 者の西日本大会に種目のないサークルは、当該大会に相当する大会（本大会に選手登録されている場合のみを対象とし、地区大会は認めない。選手登録されている事由書を添付する。）